

# 公認スポーツクライミングコーチ関係規程・規約

【令和7(2025)年度版】

公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会



## 目 次

スポーツクライミング指導者規程・規約	1
スポーツクライミング指導者規程解説	5
スポーツクライミング指導者認定規約	7
指導者登録及び更新登録に関する規約	11
公認主任検定員認定規約	13
公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等表彰要項	15
指導者養成講習会及び検定会実施手続き要領	16
公認スポーツ指導者資格制度	
1. スポーツクライミングスタートコーチ	18
2. スポーツクライミングコーチ1	20
3. スポーツクライミングコーチ2	22
4. スポーツクライミングコーチ3	24
5. スポーツクライミングコーチ4	26

## スポーツクライミング指導者規程・規約

### (指導者の定義)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会指導者とは、公益財団法人日本スポーツ協会及び公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下公益財団法人日本スポーツ協会を JSPO、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会を JMSCA という）によって認定された者をいう。

2 指導者の称号は、JSPO・JMSCA 公認スポーツクライミング指導者(以下指導者という)という。

3 指導者の名称は、公認スポーツクライミングスタートコーチ・公認スポーツクライミングコーチ1・公認スポーツクライミングコーチ2・公認スポーツクライミングコーチ3・公認スポーツクライミングコーチ4と称する。（以下それぞれスタートコーチ・コーチ1・コーチ2・コーチ3・コーチ4という）

### (指導者の本質)

第2条 指導者のうちスタートコーチ、コーチ1及びコーチ2は、“安全・確実にかつ楽しいクライミング”を指導できる人であり、コーチ3及びコーチ4は、“クライマーの競技能力の指導育成とクライミング指導方法の研究・実践”ができる人でなければならない。

### (指導者の任務)

第3条 指導者は、スポーツクライミング界のリードオフマンたる自覚をもち、クライマー及びクライミング活動組織の育成と指導を行い、安全なクライミング技術及び指導方法の研究・正しい知識・クライミング技術・競技全般に関わる指導を行う。

#### 2 スタートコーチの任務

スタートコーチは保護者・教員・施設管理者・ボランティア等で、普及活動や学校部活動などにおいて上位資格者と協力して安全で効果的な活動を提供する。

具体的には、以下の任務を行う。

(1) 学校部活動や地域活動において、楽しく安全にスポーツクライミングを行える指導をする。

(2) 地域・スポーツクラブ・学校部活動等における運営

(3) 都道府県市区町村（以下都道府県市区町村を自治体という）・自治体スポーツ(体育)協会または都道府県山岳(・スポーツクライミング)連盟(協会)（以下都道府県山岳(・スポーツクライミング)連盟(協会)を岳連(協会)という)及び傘下の団体が主催するイベントの運営と参加

#### 3 コーチ1の任務

コーチ1は、地域・スポーツクラブ・学校部活動等の指導者として事業計画の運営をするとともに、子供から経験の少ないクライマーにクライミングの専門的知識を生かした指導を行い、あわせて自治体・自治体スポーツ(体育)協会・岳連(協会)または傘下の団体が主催するイベントの運営及び指導をする。

(1) 地域・スポーツクラブ・学校部活動等のクライマーの指導と基礎的なクライミング技術の指導

(2) 地域・スポーツクラブ・学校部活動等における運営

(3) 自治体・自治体スポーツ(体育)協会または岳連(協会)及び傘下の団体が主催するイベントの運営と参加

(4) クライミング技術の研究

#### 4 コーチ2の任務

コーチ2は、地域・スポーツクラブ・学校部活動等の中心的指導者として事業計画の企画立案、運営をするとともに、年齢・経験及び技術レベルに応じた指導等を行い、自治体・自治体スポーツ(体育)協会または岳連(協会)及び傘下の団体が主催するイベントの企画立案、運営を行う。

具体的には、以下の任務を行う。

- (1) 比較的高度なクライミング技術の専門的指導
- (2) 地域における企画立案、運営
- (3) 地域のクライマーの指導
- (4) 地域における長期一貫のトレーニングの立案と実践面での指導
- (5) 地方競技団体における指導的役割
- (6) 自治体・自治体スポーツ(体育)協会または岳連(協会)及び傘下の団体が主催するイベントの企画立案運営と参加
- (7) クライミング技術の研究とスポーツ研究者との連携
- (8) コーチ1及びコーチ1候補者の育成
- (9) 各指導者との連携

#### 5 コーチ3の任務

コーチ3は、地域においてスポーツクライミングのための指導を行うとともに、スポーツ施設や団体において有望なクライマーの育成にあたる。

具体的には、以下の任務を行う。

- (1) クライミング技術の専門的指導と指導法の研究
- (2) クライマーの特性に応じたクライミング及び競技能力向上のための指導
- (3) クライミング技術の研究とスポーツ研究者との連携
- (4) 世界のクライミングの動向(規則・競技力・用具・競技・戦術等)の分析及びそれらに対応した戦術法の研究
- (5) 中央競技団体における指導的役割
- (6) ナショナルイベントにおける競技者の指導
- (7) 長期一貫のトレーニングの立案と実践面での指導
- (8) コーチ1及びコーチ2の育成
- (9) 各指導者との連携

#### 6 コーチ4の任務

コーチ4は、ナショナルレベルのトレーニング拠点において選抜された者の育成強化にあたるとともに、ナショナルチームのメンバーに対しその能力を十分に発揮できるように個人的・組織的な指導にあたる。

具体的には、以下の任務を行う。

- (1) クライミング技術の高度な専門的指導と指導法の研究
- (2) クライマーの特性に応じたクライミング及び登攀能力向上のための指導
- (3) クライミング技術の研究開発とスポーツ研究者との連携
- (4) 世界のクライミングの動向(規則・競技力・用具・競技・戦略等)の分析及びそれらに対応した戦略法の研究
- (5) 中央競技団体における指導的役割
- (6) インターナショナルイベントにおける競技者の指導
- (7) スポーツポリティカルマネージャー
- (8) 長期一貫のトレーニングの企画立案と実践面における環境面のサポート
- (9) 中央競技団体の研修会・講習会での指導的役割
- (10) コーチ1・コーチ2・コーチ3の指導と育成
- (11) 各指導者との連携

(指導者の特典)

第4条 指導者は、全国共通の資格を持ち、JSPO・JMCSA及びJMCSA定款第5条第1項に規定する正会員が代表する団体が主催または共催する事業に、優先して参加することができる。

(指導者の義務)

第5条 指導者は、JMCSA及び所属岳連(協会)が定める講習会・研修会に参加しなければならない。

(指導者の失格)

第6条 正当な理由なく所定の更新研修の講習会・研修会に出席しない指導者は、JSPO公認スポーツ指導者登録規程及びJMCSA指導者登録及び更新登録規約により資格を喪失することがある。

2 指導者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、JSPOの処分規程に準じて処分する。

(指導者の資格)

第7条 スタートコーチは、年齢満18歳以上の者でJSPOの共通科目(スタート)及びJMCSAの専門科目を修了し合格した者でなければならない。

2 コーチ1は、年齢満18歳以上の者でJSPOの共通科目(I)及びJMCSAの専門科目を修了し合格した者でなければならない。

3 コーチ2は、年齢満21歳以上の者で、JSPOの共通科目(II)及びJMCSAの専門科目を修了し合格した者でなければならない。

4 コーチ3は、年齢満25歳以上の者でコーチ2取得後3年以上の指導実績を有し、JSPOの共通科目(III)及びJMCSAの専門科目を修了し合格した者でなければならない。但し令和6年度養成講習会合格者についてはスポーツクライミング指導者認定規約第5条4(2)を適用する。

5 コーチ4は、コーチ3資格取得後3年以上の指導実績を有し、JSPOの共通科目(IV)及びJMCSAの専門科目を修了し合格した者でなければならない。

(指導者の認定)

第8条 指導者の認定は、別に定める公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会スポーツクライミング指導者認定規約によらねばならない。

(指導者の登録)

第9条 指導者は、所属岳連(協会)・JMCSAを経由してJSPOに登録することによってその資格を生ずる。

JMCSAは、別に定める公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会指導者の登録及び更新登録に関する規約により登録する。

2 登録料は、別に定める公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会指導者の登録及び更新登録に関する規約による。

(指導者の更新登録)

第10条 指導者は、4年ごとにその登録を更新しなければならない。

2 登録及び登録更新の時期は、毎年4月1日及び10月1日とする。

3 登録料は、別に定める公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会指導者の登録及び更新登録に関する規約による。

(指導者資格の再登録)

第11条 JSPO・JMCSAの公認指導者資格の有効期限切れに関する指導者の復活登録については、JSPO「公認スポーツ指導者資格再登録に関する基準(内規)」の条件を満たすことにより資格を復活登録することができる。

(指導者の認定証)

第12条 指導者は、JSPO登録証を所持しなければならない。

(規程の改廃)

第13条 本規程は、スポーツライミング指導委員会の審議を経て理事会において改廃することができる。

(付則)

- 1 本規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、平成22年4月1日改訂する。
- 3 本規程は、平成23年4月1日改訂する。
- 4 本規程は、平成24年4月1日改訂する。
- 5 本規程は、平成25年6月1日改訂する。
- 6 本規程は、平成28年4月1日改訂する。
- 7 本規程は、令和元年10月10日改訂する。
- 8 本規程は、令和3年 8月12日改訂する。
- 9 本規程は、令和3年11月14日改訂する。
- 10 本規程は、令和4年 3月10日改訂する。
- 11 本規程は、令和5年 5月11日改訂する。
- 12 本規程は、令和6年 4月11日改訂する。
- 13 本規程は、令和6年 5月 9日改訂する。
- 14 本規程は、令和7年 3月12日改訂する。

## スポーツクライミング指導者規程解説

スポーツ指導者の資格に関しては平成21年度より、アルパインクライミングとスポーツクライミングの2種類について別資格として、養成講習会・検定会を実施し、専門科目の修了認定を行ってきたが、日本体育協会（現日本スポーツ協会）データベース上では区別されていなかった。このままの状態が続くと、日本山岳協会（現日本山岳・スポーツクライミング協会）として独自のデータベースを構築しないと管理不能となり、また事務処理の負担が重く、混乱を生じる恐れがある。

このため、平成28年1月1日より下記の内容で両資格を分離することになった。

- (1) 山岳指導者  
公認山岳指導員、公認山岳上級指導員、公認山岳コーチ、公認山岳上級コーチ
- (2) スポーツクライミング指導者  
公認スポーツクライミング指導員、公認スポーツクライミング上級指導員、公認スポーツクライミングコーチ

※山岳とスポーツクライミングを別資格として、両方の資格を持つ場合、マルチ資格保有者となる。

### 名称の変更

- (1) 平成29（2017）年4月1日  
公益社団法人日本山岳協会 → 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会  
（略称：JMSCA（ジムスカ））
- (2) 平成30（2018）年4月1日  
公益財団法人日本体育協会 → 公益財団法人日本スポーツ協会  
（略称：JSPO（ジェイスポ））
- (3) 平成31（2019）年4月1日

#### ① 山岳指導者資格の名称変更

- ・山岳指導員 → 山岳コーチ1
  - ・山岳上級指導員 → 山岳コーチ2
  - ・山岳コーチ → 山岳コーチ3
  - ・山岳上級コーチ → 山岳コーチ4
- （頭の公認は省略する）

#### ② スポーツクライミング指導者資格の名称変更

- ・スポーツクライミング指導員 → スポーツクライミングコーチ1
  - ・スポーツクライミング上級指導員 → スポーツクライミングコーチ2
  - ・スポーツクライミングコーチ → スポーツクライミングコーチ3
  - ・スポーツクライミング上級コーチ → スポーツクライミングコーチ4
- （頭の公認は省略する）

### （指導者の定義）

第1条 スポーツクライミング指導者の名称に関しては、公益財団法人日本スポーツ協会の従来の公認山岳指導者の区分に入っていた。しかし国体山岳競技（現国スポ スポーツクライミング競技）がスポーツクライミングに特化した事により、従来のアルパイン型の指導者ではカバーできない部分もあり、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会としては、これまでのアルパイン型指導者と並列したスポーツクライミングに特化した指導者養成が急務となり、スポーツクライミング専門の指導者と云う形で新たにスポーツクライミング指導者の資格を設定し認定することにした。

### （指導者の任務）

第2条 スポーツクライミングコーチ1は、人工壁でのクライミング技術のみを有する者でも資格を取得することが可能であるが、コーチ2に関しては、自然壁でのクライミング技術も有する必要があるとした。

またイベントとは大小に関わらずスポーツクライミング競技会や講習会、あるいはスポーツク

ライミングを理解してもらう為のフェスティバル的なものも含まれる。

コーチ3は単にスポーツクライミング指導だけでなく、競技力向上のためのあらゆる技術を習得し、それを指導する事が大きな目標である。

コーチ4は、コーチとしての任務を更に特化したもので、国体（現国スポ）やジャパンカップ等の国内大会だけでなく、ワールドカップやアジア選手権等の国際大会まで、その指導範囲を広げたものであるが、同時にコーチ1・コーチ2・コーチ3の範たる存在として自覚を求められる。

## スポーツクライミング指導者認定規約

(総則)

第1条 公益財団法人日本スポーツ協会（以下 JSPO という）・公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下 JMCSA という）のスポーツクライミング指導者の認定と受検資格は、本規約による。

(公認スタートコーチの認定と受検資格)

第2条 公認スポーツクライミングスタートコーチ（以下スタートコーという）の認定。

2 スタートコーチは、JSPO 会長および JMCSA 会長が認定する。

3 JSPO 担当の所定の共通科目（スタート）および JMCSA 担当の所定のスタートコーチ専門科目を修了し合格した者。

4 スタートコーチを受検する者は、次の条件を満たした者でなければならない。

(1) 年齢は、満18歳以上の者（受検年度の4月1日現在）

(2) 指導的立場にあり、知徳円満にして指導者として活動の意志がある者

(3) 都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）が認める者

(4) 養成講習会実施団体が認める者

(公認コーチ1の認定と受検資格)

第3条 公認スポーツクライミングコーチ1（以下コーチ1という）の認定。

2 コーチ1は、JSPO 会長および JMCSA 会長が認定する。

3 JSPO 担当の所定の共通科目（I）および JMCSA 担当の所定のコーチ1専門科目を修了し合格した者。

4 コーチ1を受検するものは、次の条件をすべて満たした者でなければならない。

(1) 年齢は、満18歳以上の者（受検年度の4月1日現在）

(2) JSPO の所定の共通科目（I）を修了、あるいは修了予定の者

(3) 指導的立場にあり、知徳円満にして指導者として活動の意志がある者

(4) 都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）（以下都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）を岳連（協会）という）に所属し、同岳連（協会）が認める者

(5) グレード 5.10b 以上をリードできると判断された者

(6) 基礎的な道具や安全確保に関する知識や技術、クライミングの指導力、競技に関する知識や技術を有する者

(7) 養成講習会実施団体が認める者

(公認コーチ2の認定と受検資格)

第4条 公認スポーツクライミングコーチ2（以下コーチ2という）の認定。

2 コーチ2は、JSPO 会長および JMCSA 会長が認定する。

3 JSPO 担当の所定の共通科目（II）および JMCSA 担当の所定のコーチ2専門科目を修了し合格した者。

4 コーチ2を受検する者は、次の条件をすべて満たした者でなければならない。

(1) 年齢は、満21歳以上の者（受検年度の4月1日現在）

(2) JSPO の所定の共通科目（II）を修了、あるいは修了予定の者

(3) スポーツクライミングの指導実績が3年以上ある者

(4) 指導的立場にあり、知徳円満にして指導者として活動の意志がある者

(5) 都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）（以下都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）を岳連（協会）という）に所属し、同岳連（協会）が認める者

(6) 指導能力が全国レベルに達した者と岳連（協会）会長が認めた者

(7) グレード 5.11 以上をリードできると判断された者

(8) 自然壁においても実績を有し、コーチ1を指導できると判断された者

(9) 道具や安全確保に関する知識や技術、クライミングの指導力、競技に関する知識や技術を有する者

(10) 養成講習会実施団体が認める者

(公認コーチ3の認定と受検資格)

第5条 公認スポーツクライミングコーチ3(以下コーチ3という)の認定

- 2 コーチ3は、JSPO 会長および JMCSA 会長が認定する。
- 3 JSPO 担当の所定の共通科目(Ⅲ)および JMCSA 担当の所定のコーチ専門科目を修了し合格した者。
- 4 コーチ3を受検する者は、次の条件をすべて満たした者でなければならない。
  - (1) 年齢は、満25歳以上の者(受検年度の4月1日現在)
  - (2) コーチ2の資格取得後3年以上の指導実績を有する者。または平成31年度以前にコーチ1を取得後3年以上の指導実績を有する者
  - (3) 全国大会の競技経験と競技指導経験を有する者
  - (4) JSPO の所定の共通科目(Ⅲ)を修了、あるいは修了予定の者
  - (5) 都道府県山岳(・スポーツクライミング)連盟(協会)(以下都道府県山岳(・スポーツクライミング)連盟(協会)を岳連(協会)という)に所属し、同岳連(協会)が推薦し、JMCSA が認める者
  - (6) グレード5.12以上をリードできると判断された者

(公認コーチ4の認定と受検資格)

第6条 公認スポーツクライミングコーチ4(以下コーチ4という)の認定

- 2 コーチ4は、JSPO 会長および JMCSA 会長が認定する。
- 3 JSPO 担当の所定の共通科目(Ⅳ)および JMCSA 担当の所定のコーチ4専門科目を修了し合格した者。
- 4 コーチ4を受検する者は、次の条件をすべて満たした者でなければならない。
  - (1) 年齢は、満30歳以上の者(受検年度の4月1日現在)
  - (2) コーチ3資格取得後3年以上の指導実績を有している者
  - (3) JSPO の所定の共通科目(Ⅳ)を修了、あるいは修了予定の者
  - (4) 都道府県山岳(・スポーツクライミング)連盟(協会)(以下都道府県山岳(・スポーツクライミング)連盟(協会)を岳連(協会)という)に所属し、同岳連(協会)が推薦し、JMCSA が認める者
  - (5) 国際性を有し、国際的なレベルに達した者と JMCSA が認めた者
  - (6) グレード5.13をリードおよび初段のボルダーができると判断された者
  - (7) 国際大会の競技経験と競技指導経験を有した者

(講習免除科目)

第7条 JMCSA が認定した以下の資格を有している者は、講習の取得単位の一部を免除する。

- 2 公認クライミング競技審判員の免除項目  
コーチ1:基礎理論:競技  
コーチ2:基礎理論:競技
- 3 公認クライミング競技ルートセッターの免除項目  
コーチ1:基礎理論:競技  
コーチ2:基礎理論:競技
- 4 指導者受検申請時に、JMCSA が認める資格と認定番号を記入しなければならない。

(スタートコーチ検定会と受検の申請)

第8条 検定会は、JMCSA が実施要領、実施要項を定め、JSPO の承認を得て定める。

- 2 検定会は、JMCSA から任命された主任検定員1名とコーチ1以上1名を検定員とし、合計2名以上によって構成しなければならない。
- 3 受検希望者は、JMCSA 所定の受検申請書及びクライミング履歴書に必要事項を記入の上、当該岳連(協会)が定めた受検料を添えて、岳連(協会)会長に申請する。
- 4 検定会はスポーツクライミングスタートコーチ検定基準(以下スタートコーチ検定基準という)により行う。理論・実技(クライミングの技能)及び指導実習(実技の指導能力)を実施し、指導者として一定以上の能力を有している者とする。
- 5 検定責任者は、検定会終了後に実施の結果を JMCSA 会長に報告しなければならない。
- 6 JMCSA は、前項によって報告された結果をスポーツクライミング指導委員会で審査し、常務

理事会で認定する。

7 審査結果については、所属岳連（協会）会長に通知し、専門科目修了証を交付する。

8 専門科目修了証の有効期限は受講年度を含め4年間とする。但し特に理由があると認められる場合はスポーツクライミング指導委員会で審査し有効期限を延長することが出来る。

（コーチ1及びコーチ2の検定会と受検の申請）

第9条 検定会は、JMSCA 会長の委嘱を受けて岳連（協会）が主催し、その実施要領は、岳連（協会）が定めるが JMSCA が直接主催することもできる。その場合、実施要領は JMSCA が定める。

2 岳連（協会）会長は、実施年度はじめに所定様式をもって JMSCA 会長に申請し、その委嘱を受けなければならない。

3 検定会は、JMSCA から委嘱された主任検定員1名とコーチ2以上1名を検定員とし、合計2名以上によって構成しなければならない。

4 主任検定員は養成講習会の全日程を監督しなければならない。

5 受検希望者は、JMSCA 所定の受検申請書及びクライミング履歴書に必要事項を記入の上、当該岳連（協会）が定めた受検料を添えて、所属団体代表者の推薦を得て所属岳連（協会）会長に申請する。

6 検定会はコーチ1については、スポーツクライミングコーチ1検定基準（以下コーチ1検定基準という）、またコーチ2については、スポーツクライミングコーチ2検定基準（以下コーチ2検定基準という）及び JMSCA 公認スポーツクライミングコーチ養成講習会専門科目テキストに基づいて行う。理論・実技（クライミングの技能）及び指導実習（実技の指導能力）を実施し、指導者として一定以上の能力を有しているものとする。

7 検定責任者は、検定会終了後実施の結果を主管岳連（協会）会長に報告しなければならない。

8 主管岳連（協会）会長は、主管岳連（協会）理事会（またはこれに変わる機関）において受検者を審査し、JMSCA 所定の「公認指導者認定申請書」に別紙・別添書類1.2.3.4を添えて JMSCA に提出する。

9 JMSCA は、前項によって提出された書類をスポーツクライミング指導委員会で審査し、常務理事会で認定する。

10 審査結果については、所属岳連（協会）会長に通知し、専門科目修了証を交付する。

（コーチ3及びコーチ4の検定会と受検の申請）

第10条 検定会は、JMSCA スポーツクライミング指導委員会が主催し、その実施要領は別に定める。

2 受検希望者は、所属岳連（協会）の推薦を得て、所定の受検申請書及びクライミング履歴書に必要事項を記入の上、当該岳連（協会）を通じて JMSCA に所定の受検料を添えて申請する。

3 検定会は、JMSCA から委嘱されたコーチ3以上の資格を有する主任検定員1名とコーチ2以上1名を検定員とし、合計2名以上によって構成しなければならない。

4 検定会は、「スポーツクライミングコーチ3および4検定基準」及び別に定める専門科目により行ない、理論・実技（スポーツクライミングのあらゆる技能をマスターしていること）及び指導実習（実技及びマナーの指導能力）について実施し、コーチとして一定以上の能力を有しているものとする。

（公認コーチ養成講習会の講師）

第11条 講師はコーチ1養成講習会に於いてはコーチ1以上、コーチ2養成講習会に於いてはコーチ2以上の資格保有者でなければならない。但しコーチ1、コーチ2のカリキュラム基礎理論指導者制度については山岳コーチ、コーチ1、コーチ2のカリキュラム 基礎理論 医学については医療従事者、法律については弁護士等専門資格保有のみで可とする。

2 共通科目スタートの講師についてはコーチ2以上の資格保有者とする。

3 講師はコーチ3養成講習会に於いては、コーチ3以上、コーチ4養成講習会に於いてはコーチ4の資格保有者でなければならないが、コーチ1、コーチ2に相当するカリキュラムの講習についてはコーチ2の資格保有者で可とする。また両資格はカリキュラムの専門性が高い。そのためスポーツクライミングコーチ資格以外の専門資格保有者は JMSCA スポーツクライミング指導委

員会の審査により講師と認めることが出来る。

第12条 専門科目修了証の有効期限は受講年度を含め4年間とする。但し特に理由があると認められる場合はスポーツライミング指導委員会で審査し有効期限を延長することが出来る。

(マスター制度)

第13条 認定の基準

原則として(1)～(5)までの条件を全て満たした者の中からJMCSAがJSPOに推薦し、JSPO指導者育成専門委員会の承認を受けて付与される。

(1) コーチ2・コーチ3・コーチ4を有する者であること。

(2) 年齢40歳以上の者であること。

(3) 指導者として中核的な役割を果たした実績がある者。

(4) 指導者を育成・指導した顕著な実績がある者で、今後とも継続してあたる者。

(5) 人物・見識ともに優れた指導者マスターとして相応しい者。

ただし、上記以外の基準に関わらず、JMCSAが育成指導にあたるものとして特に推薦し、JSPOが認めた者に付与される。

(規約の改廃)

第14条 本規約は、スポーツライミング指導委員会の審議を経て理事会において改廃することができる。

(付則)

- 1 本規約は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 本規約は、平成21年4月1日改訂する。
- 3 本規約は、平成22年4月1日改訂する。
- 4 本規約は、平成23年4月1日改訂する。
- 5 本規約は、平成24年4月1日改訂する。
- 6 本規約は、平成25年6月1日改訂する。
- 7 本規程は、平成28年4月1日改訂する。
- 8 本規程は、令和元年10月10日改訂する。
- 9 本規程は、令和3年8月12日改訂する。
- 10 本規程は、令和3年11月14日改訂する。
- 11 本規程は、令和4年 3月10日改訂する。
- 12 本規程は、令和5年 5月11日改訂する。
- 13 本規程は、令和6年 4月11日改訂する。
- 13 本規程は、令和6年 5月 9日改訂する。
- 14 本規定は、令和7年 2月12日改定する。
- 15 本規定は、令和7年 3月12日改定する。

## 指導者登録及び更新登録に関する規約

### (指導者の登録)

第1条 公認スタートコーチ・公認スポーツクライミングコーチ1・公認スポーツクライミングコーチ2・公認スポーツクライミングコーチ3・公認スポーツクライミングコーチ4（以下それぞれスタートコーチ・コーチ1・コーチ2・コーチ3・コーチ4という）の登録は、次のように行う。

2 指導者の登録は、毎年4月1日・10月1日とする。

3 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会スポーツクライミング指導者認定規約（以下指導者認定規約という）第2、3、4、5条により、公益財団法人日本スポーツ協会（以下JSPOという）会長及び公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下JMSCAという）会長より認定された者は、JSPOより指示された期日迄に登録申請書または、内容に変更がある場合は登録確認書に登録料を添えてJSPOに納入しなければならない。また所属都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）（以下所属岳連（協会）という）の登録は、所定の登録料を添えて所属岳連（協会）へ納入しなければならない。

### (指導者の更新登録)

第2条 スタートコーチ、コーチ1、コーチ2、コーチ3、コーチ4の更新登録は、次のように行う。

2 指導者の登録の有効期限は4年間とし、4年毎に更新登録をしなければならない。

3 更新登録をする者は、JSPOから「更新登録通知書」に指示された期日迄に登録申請書に更新登録料を添えてJSPOへ納入しなければならない。振込の確認後、JSPOより本人に登録証が送付される。また所属岳連（協会）の登録料は所属岳連（協会）へ納入しなければならない。

4 各岳連（協会）は、必要に応じて更新登録者のための講習会・研修会を実施しなければならない。

### (更新登録基準)

第3条 更新登録の基準とは、次の項のいずれかに該当し、継続して活動している者で有効期限が切れる6ヶ月前迄にJMSCAが認定する講習会・研修会に参加しなければならない。有効期限内に更新登録を行わない場合は資格が停止される。研修会の場合には参加したものが更新研修実績として認められ、講習会の場合には講師として参加したものが更新研修実績として認められる。

### 2 研修会関係

① JMSCAが主催する指導者講習会・研修会

指導者講習会・研修会とは、以下のものをいう。

「全国ブロック別研修会、指導者研修、競技運営研修、アンチ・ドーピング研修会、ルートセッター研修会、クライミング審判員研修会、主任検定員研修会等」

② JMSCAが認めた各岳連（協会）から申請された更新研修のための講習会・研修会（山岳関連も可）

③ JSPO（都道府県スポーツ（体育）協会が実施する（認める）研修を含む）が実施する（求める）研修会

④ その他JMSCAが認めた講習会・研修会

### (更新登録のための講習会・研修会開催申請)

第4条 スタートコーチ、コーチ1、コーチ2、コーチ3、コーチ4の更新登録のための講習会・研修会は、必要に応じてJMSCA会長の委嘱を受けて所属岳連（協会）が開催しなければならない。その実施要領は所属岳連（協会）が定める。

2 所属岳連（協会）会長は、更新登録のための講習会・研修会を開催する場合は、1ヶ月前までに公認スポーツ指導者登録管理システムへ入力申請し、JSPO及びJMSCAのシステム承認を受けなければならない。また、参加した指導者の実績を入力しなければならない。

3 JMSCAは、JMSCA主催で更新登録のための義務研修を行う計画が有る場合はその旨を所属岳連（協会）に通知しなければならない。

(指導者の登録料)

第5条 指導者の基本登録料・資格別登録料は、以下により行う。

- 2 基本登録料は、4年間で10,000円、資格別登録料も4年間で2,000円を合算してJSPOへ納入する。ただし資格別登録料2,000円はJMSCAへ還付される。
- 3 初期登録手数料は、3,300円、但し新規登録時のみ納入する。
- 4 所属岳連(協会)登録料は、4年間で1,000円から4,000円を納入する。
- 5 山岳とスポーツクライミングは夫々別資格(マルチ資格)となり、資格別登録料は夫々納入する。

(規約の改廃)

第6条 本規約は、スポーツクライミング指導委員会の審議を経て理事会において改廃することができる。

(付則)

- 1 本規約は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 本規約は、平成21年4月1日改訂する。
- 3 本規約は、平成22年4月1日改訂する。
- 4 本規約は、平成23年4月1日改訂する。
- 5 本規約は、平成24年4月1日改訂する。
- 6 本規約は、平成25年6月1日改訂する。
- 7 本規約は、平成28年4月1日改訂する。
- 8 本規程は、令和元年10月10日改訂する。
- 9 本規程は、令和3年8月12日改訂する。
- 10 本規程は、令和3年11月14日改訂する。
- 11 本規程は、令和4年 3月10日改訂する。
- 12 本規程は、令和5年 5月11日改訂する。
- 13 本規程は、令和6年 5月 9日改訂する。
- 14 本規程は、令和7年 3月12日改訂する。

## 公認主任検定員認定規約

### (総則)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下 JMSCA という）公認主任検定員の受講・検定・認定及び登録更新は本規約による。

### (認定と受講資格)

第2条 JMSCA 公認主任検定員（以下主任検定員という）の認定

(1) 主任検定員は、JMSCA 会長が認定する。

(2) JMSCA 所定のスポーツクライミング主任検定員養成講習会を受講し、専門科目を合格した者

(3) 名称はスポーツクライミング主任検定員と呼称する。

### 2 受講資格

(1) スポーツクライミング主任検定員はスポーツクライミングコーチ2以上の資格を有するか取得予定の者で実技・指導法及び検定ができる者

(2) 現在各都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）（以下各岳連（協会）という）に於いて、コーチ1、コーチ2養成講習会で実技講師又は検定員または技術講習会で実技指導の実績を有している者

(3) 各岳連（協会）に所属し、所属岳連（協会）会長の推薦を受けた者

### (検定会と受講の申請)

第3条 検定会は、JMSCA 会長の委嘱をうけてスポーツクライミング指導委員会が主催し、その実施要項はスポーツクライミング指導委員会が定める。

2 実施要項は各岳連（協会）会長に通知する。

3 検定会は、JMSCA から委嘱をうけた主任検定員1名を含む検定員2名以上によって構成しなければならない。

4 受講希望者は、JMSCA 所定の申請書に必要事項を記入の上、所属岳連（協会）会長の推薦を経て JMSCA 会長に申請する。

5 養成講習会は、実施要項にもとづき指導者制度・主任検定員制度の規約・JSPO 及び都道府県スポーツ協会の諸手続きに関する講習、コーチ1およびコーチ2の実技実習・指導法等の講習を受けなければならない。

6 受講者は事前に論文を提出し、また別途定める受講料を納入しなければならない。

7 検定会は、「コーチ1検定基準」「コーチ2検定基準」の実技実習・指導法及び論文審査により実施する。

### (認定基準)

第4条 養成講習会時に実技の合格基準のデモンストレーションを行えること。

2 指導法は、各項目の手順・分解説明・解説を正しく伝達し、理解できる表現をしている。

3 合格ラインの技術及び指導法は、各自独特のものではなく統一基準によるレベルである。

4 必ずしも実績が素晴らしいだけでなく、如何に初心者またはその対象者を導けるかが指導者としての判定基準となる。

### (特例)

第5条 JMSCA の主催する主任検定員養成講習会、コーチ1以上の養成講習会で実技講師を務めたコーチ2以上の資格保有者については、スポーツクライミング指導委員会で審議し、主任検定員の資格を授与することが出来る。

### (審査及び認定)

第6条 検定会の評価結果については、スポーツクライミング指導委員会で審議し、JMSCA 常務理事会の議を経て決定する。

2 受講者には合否結果を通知し、合格者には認定証を交付する。

(有効期限及び資格更新)

第7条 有効期間は、資格取得後4年間とする。

2 資格の更新は、期限内に主任検定員養成講習会もしくは主任検定員更新講習会を修了して資格を継続する。

3 更新登録の講習会に当たっては、論文審査は行わない。

(規約の改廃)

第8条 本規約は、スポーツクライミング指導委員会の審議を経て理事会において改廃することができる。

(付則)

1 本制度は、平成12年4月1日より実施する。

2 本規約は、平成18年4月1日より規約を制定する。

3 本規約は、平成21年4月1日改訂する。

4 本規約は、平成22年4月1日改訂する。

5 本規約は、平成23年4月1日改訂する。

6 本規約は、平成24年4月1日改訂する。

7 本規約は、平成25年6月1日改訂する。

8 本規約は、平成28年4月1日改訂する。

9 本規程は、令和元年10月10日改訂する。

10 本規程は、令和3年8月12日改訂する。

11 本規定は、令和3年 1月14日改訂する。

12 本規程は、令和4年 3月10日改訂する。

13 本規程は、令和5年 5月11日改訂する。

14 本規程は、令和6年 5月 9日改訂する。

15 本規程は、令和7年 3月12日改訂する。

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等表彰要項  
公認スポーツ指導者等表彰要項

1. 趣旨

永年にわたりスポーツ指導者として、スポーツの指導育成及び組織化、競技力の向上、公認スポーツ指導者制度の発展その他国民スポーツの振興に貢献した者のうち、特に顕著な功績があった者を表彰し、その功に報いるとともに、将来のスポーツ界を担う若手指導者の奨励を通じて、今後における公認スポーツ指導者制度の一層の発展に資する。

2. 表彰の基準

表彰の対象は、以下の各号の基準を満たす者とし、第1号から第4号までは公認スポーツ指導者とする。

(1) 永年表彰

公認スポーツ指導者資格登録認定後、通算15年以上にわたりスポーツの指導育成及び組織化等に尽力し、顕著な功績が認められ、原則として所属する中央・都道府県・市区町村の各競技団体若しくは都道府県・市区町村スポーツ(体育)協会、又は国・地方公共団体から表彰を受けた者。ただし、過去において本基準による表彰を受けたことがない者であること。

(2) 優秀選手育成賞

公認スポーツ指導者として、競技の普及や競技力の向上に尽力し、前年度に開催されたオリンピック競技大会、アジア競技大会又はこれに準じる国際大会において、優秀な成績をあげた選手を育成指導してきた者。ただし、過去において同一選手の成績に基づき本基準による表彰を受けたことがない者であること。

(3) 若手指導者奨励賞

受賞年度に満30歳以下の者のうち、今後、当該推薦団体において中心的な役割を担うことが期待される者。ただし、過去において本基準による表彰を受けたことがない者であること。

(4) 退任感謝状

おおむね15年以上にわたりスポーツの指導育成に貢献し、特に顕著な功績を残し退任した公認スポーツ指導者

(5) 特別功勞表彰

公認スポーツ指導者制度の確立及び発展などのために貢献し、顕著な功績があるとして本会が特に認めた者、並びに公認スポーツ指導者として特に模範となる功績を上げた本会が特に認めた者。

3. 候補者の推薦

候補者の推薦は、次の各号により行うものとする。

(1) 前項第1号に定める候補者については、加盟都道府県スポーツ(体育)協会及び加盟中央競技団体が、別に定める様式により推薦を行うものとする。この場合、都道府県スポーツ(体育)協会については、前年度公認スポーツ指導者登録者数500名まで1名、以下500名までを越えるごとに1名を増やした人数を、中央競技団体については、1団体3名以内を推薦することができる。

(2) 前項第2号および第3号に定める候補者については、加盟中央競技団体が別に定める様式により推薦を行うものとする。

(3) 前項第4号に定める候補者については、加盟団体が特に必要と認めた場合に推薦を行うものとする。

(4) 前項第5号に定める候補者については、本会が直接推薦を行うものとする。

## 指導者養成講習会及び検定会実施手続き要領

### 1. 養成講習会について

#### 1 スタートコーチ

スタートコーチは JMSCA が日本スポーツ協会と共催する。専門科目、共通科目とも養成講習会実施団体が実施する。尚養成講習会には技量等の判定の為に検定試験を実施する。

#### 2 コーチ 1 及びコーチ 2

都道府県山岳(・スポーツクライミング)連盟(協会)で指導者養成講習会及び検定会を実施できるのは、コーチ 1 及びコーチ 2 であって、都道府県スポーツ(体育)協会と共催する。養成講習会のうち共通科目については都道府県スポーツ(体育)協会または日本スポーツ協会が実施し、専門科目については JMSCA または都道府県山岳(・スポーツクライミング)連盟(協会)が実施する。尚養成講習会には技量等の判定の為に検定試験を実施する。

#### 3 養成講習会の講師はスポーツクライミング指導者認定規約 第 13 条に定める有資格者とする。

### 2. 養成講習会及び検定会実施希望有無の確認

コーチ 1 及びコーチ 2 の養成講習会の実施を希望する場合は、実施希望前年度の指定期日までに、JSPO・都道府県スポーツ(体育)協会及び JMSCA の「指導者養成講習会実施希望調査について(依頼)」へ委託開催か独自開催または未実施を区分して回答しなければならない。

### 3. 養成講習会及び検定会開催申請手続きについて

JMSCA 指導者認定規約に基づく指導者養成講習会及び検定会を実施する場合は、都道府県スポーツ協会(体協)の開催申請書提出期限前に下記に示す JMSCA、都道府県スポーツ協会(体協)所定の様式で JMSCA スポーツクライミング指導委員会へ提出しなければならない。

・『 』年度コーチ 1 並びにコーチ 2 養成講習会及び検定会実施申請書

・『 』年度コーチ 1 並びにコーチ 2 養成講習会及び検定会実施委嘱書

・都道府県スポーツ協会(体協)に提出の日程表(独自開催では【No.2-①】日程表、委託開催では【No.3】日程表/収支計算書/名簿/各種明細の日程表シート)、受講者名簿

JMSCA は提出された実施申請書に異議がなければ、実施委嘱書に JMSCA 会長名で捺印の上、都道府県山岳(・スポーツクライミング)連盟(協会)に送付したことをもって実施申請を受理したものとす。

### 4. 指導者養成講習会及び検定会実施結果報告及び認定申請手続きについて

実施後は速やかに JMSCA へ下記に示す所定の申請書を提出しなければならない。

・『 』年度コーチ 1 認定申請書

・『 』年度コーチ 2 認定申請書

上記申請書には養成講習会及び検定会実施結果報告書、認定申請者一覧表、認定申請者クライミング歴書、検定会得点表、学科問題(模範解答付き)を各一部添えなければならない。

養成講習会開催にあたって JMSCA より講師、助手、検定員を派遣する場合がある。

※JMSCA より講師、助手、検定員を派遣する費用については、JMSCA 規程の必要経費(宿泊費、交通費など)+謝金を当該岳連(協会)の負担とする。

## 5. 指導者養成講習会及び検定会実施報告の受理について

### (1) コーチ1及びコーチ2の場合

JMSCA は都道府県山岳(・スポーツクライミング)連盟(協会)より提出された専門科目の認定申請書、養成講習会および検定会実施結果報告書、認定申請者一覧表、認定申請者クライミング履歴書、検定会得点表、学科問題(解答付き)に異議がなければ受理した旨、都道府県山岳(・スポーツクライミング)連盟(協会)に通知する。

都道府県山岳(・スポーツクライミング)連盟(協会)は専門科目の受講、未受講及び検定の可否の結果を都道府県スポーツ(体育)協会へ報告し事業が完了するが、共通科目と併せて日本スポーツ協会より直接受講者へ後日可否結果を知らされる。

日本スポーツ協会の通知には時間がかかる為、都道府県スポーツ(体育)協会より事前に結果を通知してもらう様にしておく事が望ましい。合格の場合受講者より提出される日本スポーツ協会登録申請書の内、加盟団体保管を抜き、日本スポーツ協会提出用を期限までに都道府県スポーツ(体育)へ提出する。JMSCAは加盟団体保管用の写しを送付する。

図1 指導者養成講習会及び検定会実施申請の手続き

手続き1 各岳連(協会)より⇒JMSCAへ提出

手続き2 JMSCAより⇒各岳連(協会)へ送付

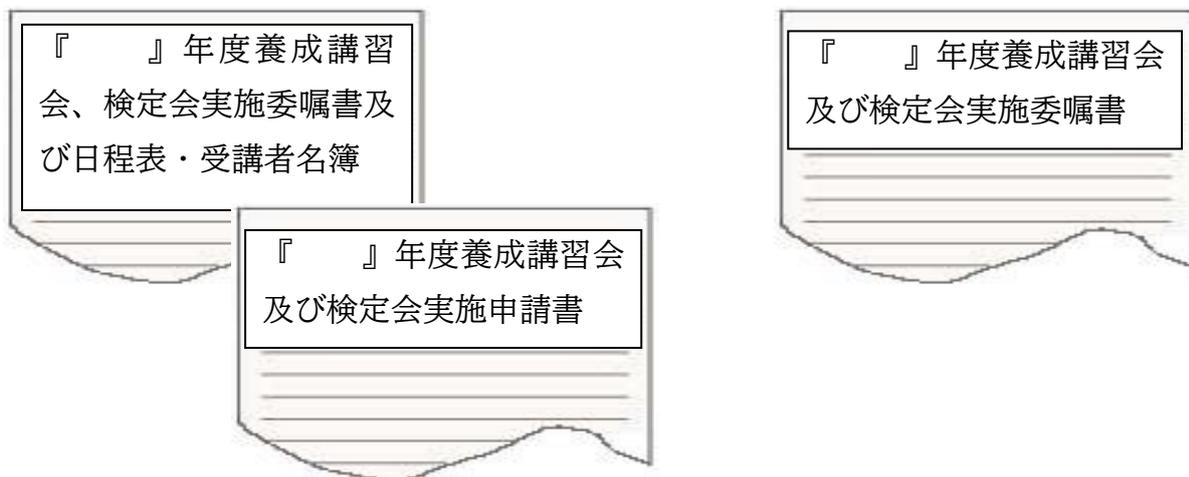
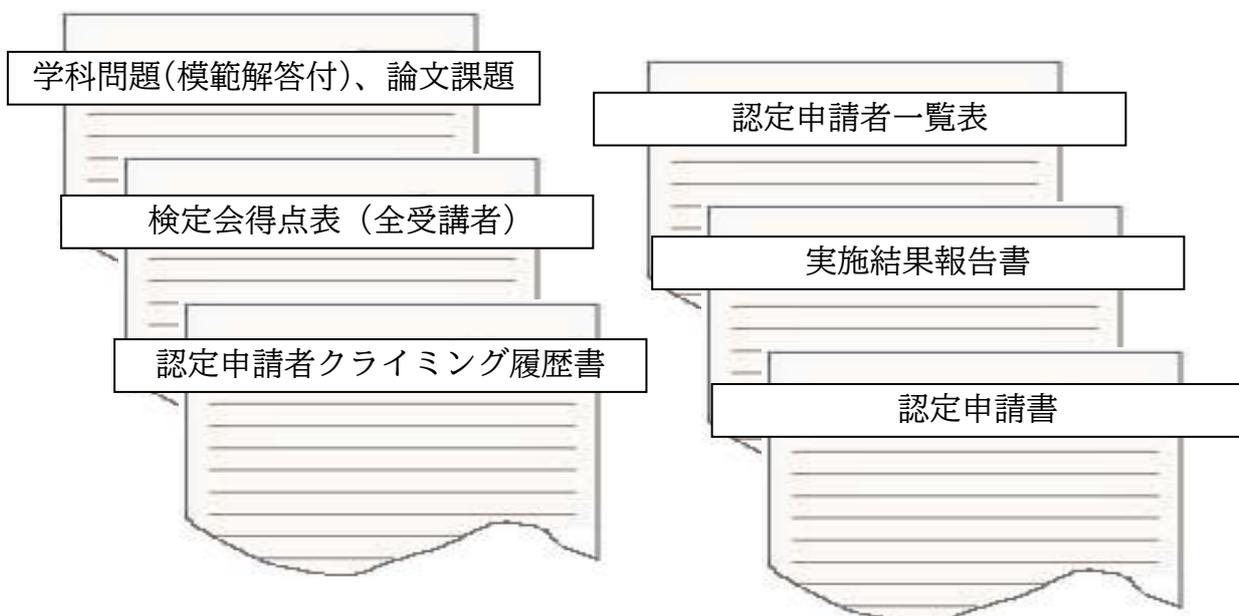


図2 コーチ1及びコーチ2認定申請の手続き

各岳連(協会)より⇒JMSCAへ提出



## 公認スポーツ指導者資格制度

### 1. スポーツクライミングスタートコーチ

主催	公益財団法人日本スポーツ協会 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会			
養成目的	保護者・教員・施設管理者・ボランティア等で、普及活動や学校部活動などの指導者を養成する。			
役割	学校部活動や地域活動において、楽しく安全にスポーツクライミングを行える指導をする。			
養成講習会に係る内容	受講条件	スタートコーチを受検する者は、次の条件を満たした者でなければならない。 (1) 年齢は、満18歳以上の者(受検年度の4月1日現在) (2) 指導的立場にあり、知徳円満にして指導者として活動の意志がある者 (3) 都道府県山岳(・スポーツクライミング)連盟(協会)が認める者 (4) 養成講習会実施団体が認める者		
	受講科目	共通科目	共通科目スタート(15h)	
		専門科目	スポーツクライミングスタートコーチ専門科目(15h) ※別紙カリキュラム表参照	
	受講料	共通科目		
		専門科目		
		スタート コーチ	講習会主催団体が別途定める	
	実施方法	共通科目	養成講習会実施団体が実施する	
		専門科目	<b>■講習会</b> カリキュラム(15時間)に基づき、都道府県山岳(・スポーツクライミング)連盟(協会)を主管として集合講習会と通信講習(レポート)により開催する。実際の実施計画については岳連(協会)と相談の上、日本スポーツ協会と日本山岳・スポーツクライミング協会の承認を得て実施する。 <b>■検定試験</b> 日本山岳・スポーツクライミング協会スポーツクライミング指導委員会が作成したものを参考に各都道府県の実情に合わせ作成・出題し、筆記試験、レポート評価、技能検定の総合判定とする。 <b>■審査</b> 合格者の判定は筆記試験、レポート評価、技能検定の総合判定結果を基に、日本山岳・スポーツクライミング協会スポーツクライミング指導委員会で審査の上、原則として満点の6割以上を合格とする。 <b>■免除要件</b>	
	登録に係る内容	登録料(4年間)	基本登録料：1,000円	
			資格別登録料：2,000円	
初期登録手数料(初回登録時のみ)：3,300円(税込)				
更新登録要件	資格登録有効期限の6か月までに、最低1回は、日本山岳・スポーツクライミング協会が定める(認める)研修会または日本スポーツ協会(都道府県スポーツ(体育)協会)が実施する(認める)研修を含む)が実施する研修を受けなければならない。			
特記事項				

スポーツクライミングスタートコーチ

区分	カリキュラム内容		時間数		
	No.	科目	集合	その他	計
1. 基礎理論	①	クライミングの基礎	0h	2h	2h
	②	クライミング(人工壁)の技術・安全・用具	0h	2h	2h
	③	医学(ストレッチ・スポーツ外傷・ドーピング防止)	0h	1h	1h
	④	法律(指導者の法的責任)	0h	1h	1h
	小 計		0h	6h	6h
2. 実技・指導実習	①	用具	0h	2h	2h
	②	クライミング	1h	0h	1h
	③	確保	3h	3h	6h
	小 計		4h	5h	9h
合 計			7h	11h	15h

## 2. スポーツクライミングコーチ1

主催		公益財団法人日本スポーツ協会 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会	
養成目的		都道府県レベルにおいて、年齢・技術レベルに応じてクライミング教室や、学校部活動等で基礎的な実技指導にあたる指導者を養成する。	
役割		都道府県レベルにおいて、スポーツクライミングの技術の普及および初心者の指導に努める。国民スポーツ大会の選手指導および監督となる。	
養成講習会に係る内容	受講条件	<p>コーチ1を受検する者は、次の条件をすべて満たした者でなければならない。</p> <p>(1) 年齢は、満18歳以上の者（受検年度の4月1日現在）</p> <p>(2) 日本スポーツ協会の所定の共通科目（I）を修了、あるいは修了予定の者</p> <p>(3) 指導的立場にあり、知徳円満にして指導者として活動の意志がある者</p> <p>(4) 都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）（以下都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）を岳連（協会）という）に所属し、同岳連（協会）が認める者</p> <p>(5) グレード5.10b以上をリードできると判断された者</p> <p>(6) 基礎的な道具や安全確保に関する知識や技術、クライミングの指導力、競技に関する知識や技術を有する者</p> <p>(7) 養成講習会実施団体が認める者</p>	
	受講科目	共通科目	共通科目 I（45h）
		専門科目	スポーツクライミングコーチ1専門科目（25h）※別紙カリキュラム表参照
	受講料	共通科目	共通科目 I：18,040円（税込）＜内訳＞テキスト代（電子版）：2,640円（税込み）
		専門科目	受講料：15,400円（税込）※実施団体が別途定める場合がある
		スタートコーチ	円（ ）
	実施方法	共通科目	別に定める共通科目実施要領に基づき日本スポーツ協会が実施する
		専門科目	<p>■講習会 カリキュラム（26時間）に基づき、都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）を主管として集合講習会と通信講習（レポート）により開催する。実際の実施計画については都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）と都道府県スポーツ（体育）協会と相談の上、日本スポーツ協会と日本山岳・スポーツクライミング協会の承認を得て実施する。</p> <p>■検定試験 日本山岳・スポーツクライミング協会スポーツクライミング指導委員会が作成したものを参考に各都道府県の実情に合わせ作成・出題し、筆記試験、レポート評価、技能検定の総合判定とする。</p> <p>■審査 合格者の判定は筆記試験、レポート評価、技能検定の総合判定結果を基に、日本山岳・スポーツクライミング協会スポーツクライミング指導委員会にて審査の上、原則として満点の6割以上を合格とする。</p> <p>■免除要件：日本山岳・スポーツクライミング協会審判・セッター有資格者はカリキュラム競技の受講のみ免除</p>
	登録に係る内容	登録料 (4年間)	基本登録料：10,000円
			資格別登録料：2,000円
初期登録手数料（初回登録時のみ）：3,300円（税込）			
更新登録要件		資格登録有効期限の6か月までに、最低1回は、日本山岳・スポーツクライミング協会が定める（認める）研修会または日本スポーツ協会（都道府県スポーツ（体育））協会が実施する（（認める）研修を含む）が実施する研修を受けなければならない。	
特記事項			

スポーツクライミングコーチ 1

区分	カリキュラム内容		時間数		
	No.	科目	集合	その他	計
1. 基礎理論	①	指導制度	0.5h	0.5h	1h
	②	クライミングの歴史	1h	1h	2h
	③	クライミング(人工壁)の技術・安全	2h	1h	3h
	④	用具	1h	0h	1h
	⑤	医学(ストレッチ・スポーツ外傷・ドーピング防止等)	2h	0h	2h
	⑥	法律(指導者の法的責任等)	2h	0h	2h
	⑦	競技	2h	1h	3h
		小計	10.5h	3.5h	14h
2. 実技・指導実習	①	クライミング	3h	2h	6h
	②	確保(リード)	3h	1h	4h
	③	確保(トップロープ)	1h	0h	0h
	④	初心者への指導法(企画・立案・計画)	2h	0h	2h
		小計	9h	3h	12h
合計			19.5h	6.5h	26h

### 3. スポーツクライミングコーチ2

主催		公益財団法人日本スポーツ協会 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会	
養成目的		都道府県レベルにおいて、年齢・技術レベルに応じた実技指導にあたり、クライミング教室・競技会など企画・立案・運営に参画できる実行能力を有する指導者を養成する。	
役割		都道府県レベルにおいて、スポーツクライミングの技術向上・発展・普及・指導員の育成に努め、事業推進の中心的役割を果す。 国民スポーツ大会の選手指導および監督となる。	
養成講習会に係る内容	受講条件		
	<p>コーチ2を受検する者は、次の条件をすべて満たした者でなければならない。</p> <p>(1) 年齢は、満21歳以上の者（受検年度の4月1日現在）</p> <p>(2) 日本スポーツ協会の所定の共通科目（Ⅱ）を修了、あるいは修了予定の者</p> <p>(3) スポーツクライミングの指導実績が3年以上ある者</p> <p>(4) 指導的立場にあり、知徳円満にして指導者として活動の意志がある者</p> <p>(5) 都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）（以下都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）を岳連（協会）という）に所属し、同岳連（協会）が認める者</p> <p>(6) 指導能力が全国レベルに達した者と岳連（協会）会長が認めた者</p> <p>(7) グレード5.11以上をリードできると判断された者</p> <p>(8) 自然壁においても実績を有し、コーチ1を指導できると判断された者</p> <p>(9) 道具や安全確保に関する知識や技術、クライミングの指導力、競技に関する知識や技術を有する者</p> <p>(10) 養成講習会実施団体が認める者</p>		
	受講科目	共通科目	共通科目Ⅱ（135h）
		専門科目	スポーツクライミングコーチ2専門科目（40h）※別紙カリキュラム表参照
	受講料	共通科目	共通科目Ⅱ：17,600円（税込） ※別途リファレンスブック代：書籍版3,300円デジタル版2,640円（税込）
		専門科目	受講料：11,000円（税込） ※実施団体が別途定める場合がある
		スタートコーチ	円（ ）
	実施方法	共通科目	別に定める共通科目実施要領に基づき日本スポーツ協会が実施する
		専門科目	<p>■講習会 カリキュラム（40時間）に基づき、都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）を主管として集合講習会と通信講習（レポート）により開催する。実際の実施計画については都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）と都道府県スポーツ（体育）協会と都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）と都道府県スポーツ（体育）協会と日本山岳・スポーツクライミング協会の承認を得て実施する。</p> <p>■検定試験 日本山岳・スポーツクライミング協会スポーツクライミング指導委員会が作成したものを参考に各都道府県の実情に合わせて作成・出題し、筆記試験、レポート評価、技能検定の総合判定とする。</p> <p>■審査 合格者の判定は筆記試験、レポート評価、技能検定の総合判定結果を基に、日本山岳・スポーツクライミング協会スポーツクライミング指導委員会と都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）と都道府県スポーツ（体育）協会と日本山岳・スポーツクライミング協会の承認を得て実施する。</p> <p>■免除要件：日本山岳・スポーツクライミング協会審判・セッター有資格者はカリキュラム競技の受講のみ免除</p>
	登録に係る内容	登録料（4年間）	基本登録料：10,000円
資格別登録料：2,000円			
初期登録手数料（初回登録時のみ）：3,300円（税込）			
更新登録要件	資格登録有効期限の6か月までに、最低1回は、日本山岳・スポーツクライミング協会が定める（認める）研修会または日本スポーツ協会（都道府県スポーツ（体育）協会）協会が実施する（認める）研修を含むが実施する研修を受けなければならない。		
特記事項			

スポーツクライミングコーチ2

区分	カリキュラム内容		時間数		
	No.	科目	集合	その他	計
1. 基礎理論	①	指導者制度	0.5h	0.5h	1h
	②	クライミングの歴史	1h	1h	2h
	③	クライミング(人工壁・自然壁)の技術・安全	3h	2h	5h
	④	用具	1h	1h	2h
	⑤	医学(ストレッチ・スポーツ外傷・ドーピング防止等)	2h	1h	3h
	⑥	法律(指導者の法的責任等)	2h	1h	3h
	⑦	競技	2h	1h	3h
		小計	11.5h	5h	19h
2. 実技・指導実習	①	クライミング	3h	2h	6h
	②	確保(リード)	3h	2h	5h
	③	確保(トップロープ)	1h	0h	1h
	④	自然壁の技術	5h	4h	9h
		小計	12h	9h	21h
合計			23.5h	14h	40h

#### 4. スポーツクライミングコーチ3

主催		公益財団法人日本スポーツ協会 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会	
養成目的		国内レベルにおいて、競技者の育成・発掘にあたる指導者を養成する。	
役割		広域エリアでのスポーツクライミング競技の強化にあたり、各都道府県山岳（・スポーツ）連盟（協会）における競技者育成システムの研究開発に参画する。 国民スポーツ大会の選手指導および監督資格となる。	
養成講習会に係る内容	受講条件	コーチ3を受検する者は、次の条件をすべて満たした者でなければならない。 (1) 年齢は、満25歳以上の者（受検年度の4月1日現在） (2) コーチ2の資格取得後3年以上の指導実績を有する者。または平成31年度以前にコーチ1を取得後3年以上の指導実績を有する者 (3) 全国大会の競技経験と競技指導経験を有する者 (4) JSP0の所定の共通科目（Ⅲ）を修了、あるいは修了予定の者 (5) 都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）（以下都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）を岳連（協会）という）に所属し、同岳連（協会）が推薦し、JMSCAが認める者 (6) グレード5.12以上をリードできると判断された者	
	受講科目	共通科目	共通科目Ⅲ（150h）
		専門科目	スポーツクライミングコーチ3専門科目（60h）※別紙カリキュラム表参照
	受講料	共通科目	共通科目Ⅲ：22000円（税込） ※別途リファレンスブック代：書籍版3,300円デジタル版2,640円（税込）
		専門科目	競技団体によって別途定める
		スタートコーチ	円（ ）
	実施方法	共通科目	別に定める共通科目実施要領に基づき日本スポーツ協会が実施する
専門科目		<p>■講習会 カリキュラム（60時間）に基づき、日本山岳・スポーツクライミング協会が直接集合講習会と通信講習（レポート）により開催する。実際の実施計画については、日本山岳・スポーツクライミング協会と日本スポーツ協会との相談の上実施する。</p> <p>■検定試験 日本山岳・スポーツクライミング協会スポーツクライミング指導委員会が作成・出題し、筆記試験、レポート評価、技能検定の総合判定とする。</p> <p>■審査 合格者の判定は筆記試験、レポート評価、技能検定の総合判定結果を基に、日本山岳・スポーツクライミング協会スポーツクライミング指導委員会が審査の上、原則として満点の6割以上を合格とする。</p>	
登録に係る内容	登録料（4年間）	基本登録料：10,000円	
		資格別登録料：2,000円	
		初期登録手数料（初回登録時のみ）：3,300円（税込）	
更新登録要件	資格登録有効期限の6か月までに、最低1回は、日本山岳・スポーツクライミング協会が定める（認める）研修会または日本スポーツ協会（都道府県スポーツ（体育）協会）が実施する（（認める）研修を含む）が実施する研修を受けなければならない。		
特記事項			

スポーツクライミングコーチ3

区分	カリキュラム内容		時間数		
	No.	科目	集合	その他	計
1. 基礎理論	①	スポーツと法律	2h	2h	3h
	②	医学・生理学①（ユースクライマーの障害・アンチ・ドーピング）	2h	2h	4h
	③	クライミング技術と安全	3h	0h	3h
	④	スポーツクライミング競技動向（国内・国際動向及び最新ルール）	2h	1h	3h
	⑤	戦略（情報収集、長期プランニング）	2h	1h	3h
	⑥	医学・生理学②	2h	1h	3h
	⑦	トレーニング（計画・体力・メンタル・コンディショニング）	2h	1h	3h
	⑧	コーチング（指導法・コミュニケーション・プランニング）	2h	3h	5h
	小計		17h	11h	28h
2. 実技・指導実習	①	安全管理①（用具への理解・確保等）	3h	1h	4h
	②	安全管理②（ロープワーク等）	3h	1h	4h
	③	トレーニング基礎	6h	2h	8h
	④	トレーニング（パフォーマンス向上）	6h	2h	8h
	⑤	コーチング実践	6h	2h	8h
	小計		25h	8h	32h
合計			40h	19h	60h

## 5. スポーツクライミングコーチ4

主催		公益財団法人日本スポーツ協会 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会	
養成目的		国際レベルにおいて、競技者の育成及び育成システムにあたるナショナルコーチを育成する。	
役割		広域エリアでのスポーツクライミング競技の競技力向上にあたり、国際大会における競技者育成と育成システムの研究開発に参画する。 国民スポーツ大会の選手指導および監督資格となる。	
養成講習会に係る内容	受講件	コーチ4を受検する者は、次の条件をすべて満たした者でなければならない。 (1) 年齢は、満30歳以上の者（受検年度の4月1日現在） (2) コーチ3資格取得後3年以上の指導実績を有している者 (3) 日本スポーツ協会の所定の共通科目（IV）を修了、あるいは修了予定の者 (4) 都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）（以下都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）を岳連（協会）という）に所属し、同岳連（協会）が推薦し、JMCSAが認める者 (5) 国際性を有し、国際的なレベルに達したものとJMCSAが認めた者 (6) グレード5.13をリードおよび初段のボルダーができると判断された者 (7) 国際大会の競技経験と競技指導経験を有した者	
	受講科目	共通科目	共通科目IV（15h以上）
		専門科目	スポーツクライミングコーチ4専門科目（80h）※別紙カリキュラム表参照
	受講料	共通科目	共通科目IV：30,800円（税込）
		専門科目	競技団体によって別途定める
		スタートコーチ	円（ ）
	実施方法	共通科目	別に定める共通科目実施要領に基づき日本スポーツ協会が実施する
		専門科目	<p>■講習会 カリキュラム（80時間）に基づき、日本山岳・スポーツクライミング協会が直接集合講習会と通信講習（レポート）により開催する。実際の実施計画については、日本山岳・スポーツクライミング協会と日本スポーツ協会との相談の上実施する。</p> <p>■検定試験 日本山岳・スポーツクライミング協会スポーツクライミング指導委員会が作成・出題し、筆記試験、レポート評価、技能検定の総合判定とする。</p> <p>■審査 合格者の判定は筆記試験、レポート評価、技能検定の総合判定結果を基に、日本山岳・スポーツクライミング協会スポーツクライミング指導委員会が審査の上、原則として満点の6割以上を合格とする。</p> <p>■免除要件</p>
	登録に係る内容	登録料 （4年間）	基本登録料：10,000円
			資格別登録料：2,000円
初期登録手数料（初回登録時のみ）：3,300円（税込）			
更新登録要件	資格登録有効期限の6か月までに、最低1回は、日本山岳・スポーツクライミング協会が定める（認める）研修会または日本スポーツ協会（都道府県スポーツ（体育）協会）協会が実施する（（認める）研修を含む）が実施する研修を受けなければならない。		
特記事項			

スポーツライミングコーチ 4

区分	カリキュラム内容		時間数		
	No.	科目	集合	その他	計
1. 基礎理論	①	スポーツライミング競技動向（国内・国際動向及び最新ルール）	2h	10h	12h
	②	コーチ育成（現状把握と改善構築）	2h	8h	10h
	③	医学・生理学（障害予防・パフォーマンス向上）	2h	5h	7h
	④	技術論	1h	8h	9h
	⑤	戦略（情報収集、長期プランニング）	2h	9h	11h
	⑥	チームビルディング	2h	3h	50h
	小計		11h	43h	54. h
2. 実技・指導実習	①	トレーニング（パフォーマンス向上）	2h	6h	8h
	②	コーチング	3h	6h	9h
	③	選手強化合宿の実践	3 h	2h	5h
	④	国際試合の実践対応	2h	2h	4h
	小計		10h	16h	26h
合計			21h	59h	80h

公認スポーツクライミングコーチ関係規程・規約

発行日

平成11年05月13日初版

平成24年04月 1日改訂

平成25年06月 1日改訂

平成28年04月 1日改訂

令和 元年10月10日改訂

令和 2年10月 1日改訂

令和 3年 8月12日改訂

令和 3年11月14日改訂

令和 4年 3月10日改訂

令和 5年 5月11日改訂

令和 6年 4月11日改訂

令和 6年 5月 9日改訂

令和 7年 3月12日改訂

編集者 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会  
スポーツクライミング指導委員会

発行者 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号

JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 807

電話 03-5843-1631

FAX 03-5843-1635

